

平成二十五年法律第四十八号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する
条約の実施に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 子の返還及び子との交流に関する援助
第一節 中央当局の指定（第三条）
第二節 子の返還に関する援助
第一款 外国返還援助（第四条—第十一条）
第二款 日本国返還援助（第十二条—第十五条）
第三節 子との交流に関する援助
第一款 日本国交流援助（第十六条—第二十条）
第二款 外国交流援助（第二十一条—第二十五条）
第三章 子の返還に関する事件の手続等
第一節 返還事由等（第二十六条—第二十八条）
第二節 子の返還申立事件の手続等
第一款 総則（第十九条—第三十一条）
第二節 子の返還申立事件の手續
第一目 管轄（第三十二条—第三十七条）
第二目 裁判所職員の除斥及び忌避（第三十八条—第四十二条）
第三目 当事者能力及び手続行為能力（第四十三条—第四十六条）
第四目 参加（第四十七条—第四十九条）
第五目 手続代理人及び補佐人（第五十条—第五十四条）
第六目 手続費用（第五十五条—第五十九条）
第七目 子の返還申立事件の審理等（第六十条—第六十八条）
第八目 電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）
第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）
第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続（第七十二条）
第一目 子の返還申立て（第七十条）
第七章 過料の執行等（第一百四十四条—第一百四十七条）
附則（第一百五十二条—第一百五十三条）

第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）

第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第四目 目子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条—九十条）

第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第八目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）

第九目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第十目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第十一目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第十二目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第十三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第十四目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第十五目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第十六目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第十七目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第十八目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第十九目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第二十目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第二十一目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第二十二目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第二十三目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第二十四目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第二十五目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第二十六目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第二十七目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第二十八目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第二十九目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第三十目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第三十一目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第三十二目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第三十三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第三十四目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第三十五目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第三十六目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な「条約」という。)の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続き等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。

第二章 子の返還及び子との交流に関する援助

第三章 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助（外国返還援助申請）

第二款 日本国への連れ去り又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されていると思料する場合は、日本国からの子の返還を実現するための援助（以下「外国返還援助」という。）を外務大臣に申請することができる。

第三款 不服申立て

第一目 終局決定に対する即時抗告（第一百一条—第一百七条）

第二目 終局決定に対する特別抗告（第一百八一条—第一百十条）

第三目 終局決定に対する許可抗告（第一百百十一条—第一百十二条）

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第一百十三条—第一百六十六条）

第五目 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第一百二十二条—第一百三十三条）

第六目 終局決定の変更（第一百七条—第一百百八十八条）

第七目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第八目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第九目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十一目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第十二目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第十三目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十四目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十五目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第十六目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第十七目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十八目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十九目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第二十目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第二十一目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第二十二目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第二十三目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第二十四目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第二十五目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第二十六目 管轄（第三十二条—第三十七条）

なければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。

八 子の返還 子の常居所地国である条約締約国への返還をいう。

第二章 子の返還及び子との交流に関する援助

第三条 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助（外国返還援助申請）

第二款 日本国への連れ去り又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されていると思料する場合は、日本国からの子の返還を実現するための援助（以下「外国返還援助」という。）を外務大臣に申請することができる。

第三款 不服申立て

第一目 終局決定に対する即時抗告（第一百一条—第一百七条）

第二目 終局決定に対する特別抗告（第一百八一条—第一百十条）

第三目 終局決定に対する許可抗告（第一百百十一条—第一百十二条）

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第一百十三条—第一百六十六条）

第五目 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第一百二十二条—第一百三十三条）

第六目 終局決定の変更（第一百七条—第一百百八十八条）

第七目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第八目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第九目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十一目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第十二目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第十三目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十四目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十五目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第十六目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第十七目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第十八目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第十九目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第二十目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第二十一目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第二十二目 管轄（第三十二条—第三十七条）

第二十三目 裁判所職員の除斥及び忌避（第一百三十九条—第一百四十二条）

第二十四目 当事者能力及び手続行為能力（第一百四十三条—第一百四十六条）

第二十五目 参加（第一百四十七条—第一百四十九条）

第二十六目 管轄（第三十二条—第三十七条）

六 常居所地國に子を返還することが日本における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

裁判所は、前項第四号に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他

の一切の事情を考慮するものとする。

対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次号において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無

二 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与える

ることとなる暴力等を受けるおそれの有無
三 申立人又は相手方が常居所地国において子
ど若護するに、因難に事情の有無

裁判所は、日本国において子の監護に関する裁判があつたこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が日本国で効力を有する可能性があることのみを理由として、子の返還の申立てを却下する裁判をしてはならない。ただし、これらの子の監護に関する裁判の理由を子の返還の申立てについての裁判において考慮することを妨げない。

第二節 子の返還に関する事件の手続の通則

第二十九条 子の返還に関する事件 第三十二条
第一項に規定する子の返還申立事件 第百二十一

一条の規定による調査及び勧告の事件並びに第百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件をいう。以下同じ。」の手続については、他の

法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第三十条 裁判所は、子の返還に関する事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者（裁判所及び当事者の責務）

者は、信義に従い誠実に子の返還に関する事件の手続を行なわなければならぬ。

(最高裁判所規則)
第三十一条 この法律に定めるもののほか、子の返還に関する事件の手続に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 子の返還申立事件の手続 第一次 忽判

第一款 級則

第三十二条 子の返還申立事件（第二十六条の規定による子の返還の申立てに係る事件をいう。）

以下同じ)に、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 子の住所地 (日本国内に子の住所がないときは、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ) が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合 東京家庭裁判所

二 子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にある場合 大阪家庭裁判所

子の返還申立事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本国内に子の居所がないときは又は居所が知れないとときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。(併合申立てによる管轄)

第三十三条 一の申立てにより数人の子についての子の返還を求める場合には、前条の規定により一人の子についての子の返還の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所にその申立てをすることができる。

第三十四条 管轄裁判所が法律上若しくは事実上の子の返還を求める場合には、前条の規定により一人の子についての子の返還の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所にその申立てをすることができる。

第三十五条 裁判所の管轄は、子の返還の申立てがあつた時を標準として定める。(管轄の合意)

第三十六条 当事者は、第一審に限り、合意により第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所の管轄権を行なうことができる。

2 前項の合意は、子の返還の申立てに關し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。(移送等)

2 家庭裁判所に前項に規定する場合において、子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に移送することができる。

3 第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所は、第一項に規定する場合において、子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を自ら処理することができる。

4 家庭裁判所は、子の返還申立事件がその管轄に属する場合においても、当該子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を他の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に移送することができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定による移送の裁判並びに第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第二十二条の規定は、子の返還申立事件の移送の裁判について準用する。

第二回 裁判所職員の除斥及び忌避

(裁判官の除斥)

第三十八条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は当事者となる資格を有する者であるとき。

二 裁判官が当事者又は子の四親等内の血族三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

三 裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁調停に関与し又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。	2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。(裁判官の忌避)
第三十九条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を回避することができる。	2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。 (除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)
第四十条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所が裁判をすること。	3 前項の裁判は、合議体です。 2 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。
4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。	3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に關与することができない。
5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は適用しない。 一 子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなどき。 二 前条第二項の規定に違反するとき。 三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。	4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。
6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができます。	5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は適用しない。
7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文のは、停止しない。	6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなどき。
8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しでは、不服を申し立てることができない。	7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文のは、停止しない。

除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第四十一条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第三十八条、第三十九条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官)にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときのみに限る)がすることができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第四十二条 家庭裁判所調査官の除斥については、第三十八条並びに第四十条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く)を準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができる。

3 家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がする。

(当事者能力及び手続行為の原則等)

第四十三条 当事者能力、子の返還申立事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という)、手続行為能力を欠く者の法定代理、手続行為をするのに必要な授権及び法定代理権の消滅については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項の規定を準用する。

2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によら

ずに、自ら手続行為をすることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

(後見人が他の者がした子の返還の申立て又は見監督人の同意がなければならない)。

3 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する即時抗告、第八十条第一項の抗告又は第一百十二条第二項の申立ての取下げ

三 第百四十四条の同意

(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)

第四十四条 親権を行なう者は、未成年者は、成年被後見人は、未成年者は成年被後見人を代理して手續行為をすることができる。

(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合は法定代理人が代理権を行なうことができない場合においても、子の返還申立事件の手續が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害關係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

4 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告をすることができる。

6 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手續に参加した子(以下単に「手續に参加した子」という)は、当事者がすることができる手續行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手續からの排除)

第四十六条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は代理人について、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても即時抗告をることができる。

(当事者参加)

第四十七条 当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手續に参加することができる。

(当事者能力及び手續行為能力の原則等)

第四十八条 子の返還申立事件の手續に対する参加の申出を却下する裁判に対しても即時抗告をすることはできる。

(手續代理人の資格)

第四十九条 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手續から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても即時抗告をることができる。

(当事者参加)

第五十条 手續代理人人及び補佐人

(手續代理人の資格)

第五十一条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第五十二条 未成年者、成年被後見人及び被保佐人等(以下「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長及び被保佐人(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めたときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

4 第一項の規定による参加の申出を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

(子の参加)

第五十三条 子の返還申立事件において返還を求める子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

(子の参加)

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

4 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子を、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

(特別代理人)

5 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならぬ。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

7 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手續に参加した子(以下単に「手續に参加した子」という)は、当事者がすることができる手續行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手續からの排除)

第五十四条 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手續から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても即時抗告をすることはできる。

(当事者参加)

第五十五条 民事訴訟法第三十四条(第三項を除く)、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く)の規定は、手續代理人及びその代理権について準用する。

(補佐人)

第五十六条 子の返還申立事件の手續における補佐人について、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

(当事者参加)

第五十七条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第五十五条 未成年者、成年被後見人及び被保佐人等(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めたときは、裁判長及び被保佐人(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めたときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

4 第一項の規定による参加の申出を求めている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

(子の参加)

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

4 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子を、子の返還申立事件の手續に参加することができる。

(特別代理人)

5 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならぬ。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

7 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手續に参加した子(以下単に「手續に参加した子」という)は、当事者がすることができる手續行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手續からの排除)

第五十六条 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手續から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても即時抗告をすることはできる。

(当事者参加)

第五十七条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

は、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に子の返還申立事件の手続を受け継がせることができる。（他の申立権者等による受継）

第六十六条 子の返還申立事件の申立人の死亡によつてその手続を続行することができない場合には、当該子の返還申立事件において申立人と申立することができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

2 前項の規定による受継の申立ては、子の返還申立事件の申立人が死亡した日から一月以内に申立てすることができる。

3 子の返還申立事件の相手方の死亡によつてその手続を続行することができない場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、相手方が死亡した日から三月以内に限り、相手方の死亡後に子を監護している者に、その手続を受け継がせることができる。
(送達及び手続の中止)

第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第一百三十条から第二百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二百三十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。（裁判所書記官の処分に対する異議）

第六十八条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八日 電子情報処理組織による申立て等

第六十九条 子の返還申立事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第二百三十二条の十一第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法第二百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第六十二条第一項の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、同法第二百三十二条の十第五項の書面をもつてするものとする。当

該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第九日 等の秘匿

第六十九条の二 子の返還申立事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第二百三十三条、第二百三十三条の二第一項並びに第二百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手続に参加した子）と、「訴訟記録等」とあるのは、「当事者又は手続に参加した子（当事者又は手続に参加した子）と、「訴訟記録等」とあるのは、「子の返還申立事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるものとする。

第二款 第一审裁判所における子の返還申立事件の手続

第一目 子の返還の申立て

（申立ての方式等）

第七十条 子の返還の申立ては、申立書（以下「子の返還申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 子の返還申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第二号に掲げる申立ての趣旨は、返還を求める子及び子を返還すべき条約締結国を特定して記載しなければならない。

3 申立ての趣旨

3 申立て人は、一の申立てにより数人の子についての子の返還を求めることができる。

4 子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5 前項の場合において、申立て人が不備を補正しきる裁判長の指揮に關する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について

前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（申立ての変更）

第七十一条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨を変更することができます。ただし、第八十九条の規定により審理を終結した後は、この限りでない。

2 申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

（申立て書の写しの送付等）

第七十二条 子の返還の申立てがあつた場合に家庭裁判所は、申立てが不適法であるときは、又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、子の返還申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 前項の規定による子の返還申立書の写しの交付は、公示送達の方法によつては、することはできない。

3 第七十二条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの交付をすることができない場合について準用する。

4 裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立て人に命じた場合において、その予納ができないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

5 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

第二日 子の返還申立事件の手続の期日

（裁判長の手続指揮権）

第七十三条 子の返還申立事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わなければならぬ者の発言を禁止することができる。

3 当事者が子の返還申立事件の手続の期日における裁判長の指揮に關する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について

前項の命令に対しては、即時に取り調べることとする。（受命裁判官による手続）

（受命裁判官による手續）

第七十四条 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（音声の送受信による通話の方法による手続）

第七十五条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる。

2 前項の手続に関与した者は、その期日に出頭することができる。

3 裁判官は、通訳人の立会い等その他の措置により、前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

（通訳人の立会い等その他の措置）

第七十六条 子の返還申立事件の手続の期日における通訳人の立会い等については、民事訴訟法第二百五十四条の規定を、子の返還申立事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができる当事者、手続に参加した子、代理人及び補佐人に対する措置については同法第二百五十五条の規定を、それぞれ準用する。

2 事実の調査及び証拠調べ（第三目 事実の調査及び証拠調べ等）

3 申立て及び相手方は、それぞれ第二百七条に規定する事由（第二十八条第一項第二号に規定する場合に關する事由を含む。）についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

（疎明）

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

第八十一条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。
(事実の調査の嘱託等)

第八十二条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

第八十三条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。(事実の調査の通知)

第八十四条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要ないと認めの場合を除き、そくは、特に必要ないと認めると認める者に対し子の心身の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

の旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十五条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の不適法であるときは申立てに理由がないことが明らかになるとを除き、当事者の陳述を聴かなければならない。

2 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。

3 ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。

5 ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(裁判日)

第九十条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終したときは、裁判をする日を定めなければならない。

(裁判の方法)

第九十一条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

(終局決定)

第九十二条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

(裁判)

第九十三条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

(終局決定の告知及び効力の発生等)

第九十四条 家庭裁判所は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 ただし、子(手続に参加した子を除く)に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

3 終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずる。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び裁判書)

2 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

3 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(終局決定以外の裁判)

第九十五条 終局決定以外の裁判は、これを受けける者(数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによってその効力を生ずる。

2 終局決定以外の裁判については、これを受けける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

3 第九十二条から第九十六条まで(第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項を除く。)の規定は、前項の裁判について準用する。

4 この場合において、第九十四条第二項第一号中の「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えられるものとする。

5 子の返還申立事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

6 終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

(更正決定)

第九十六条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条(第二項後段を除く。)の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条规定の中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

(終局決定)

第九十七条 家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

(中間決定)

第九十八条 終局決定以外の裁判は、これを受けける者(数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによってその効力を生ずる。

2 終局決定以外の裁判については、これを受けける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

3 第九十二条から第九十六条まで(第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項を除く。)の規定は、前項の裁判について準用する。

4 この場合において、第九十四条第二項第一号中の「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えられるものとする。

5 子の返還申立事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

6 終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

(更正決定)

第九十九条 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立

定をした場合にあつては、当該終局決定)を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

2 前項の規定による終局決定の変更の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 変更を求める終局決定の表示及びその決定に対する変更を求める旨

三 終局決定の変更を求める理由

4 第一項の申立てを却下する終局決定に対する申立てをした者は、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定により終局決定を変更する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前各項に規定するものほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定(執行停止の裁判)

裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上は、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第五款 再審

第一百十九条 確定した終局決定その他の裁判(事件を完結するものに限る。第五項において同じ。)に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続につ

いて準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しでは、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

(執行停止の裁判)

第一百二十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

(出国禁止命令)

第一百二十二条 子の返還申立事件が係属する家庭裁判所は、子の返還申立事件の当事者が子を日本国外に出国させるおそれがあるときは、子の返還申立事件の一方の当事者の申立てにより、他方の当事者に対し、子を出国させてはならないことを命ずることができる。

(出国禁止命令の陳述の聴取)

第一百二十四条 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方が子が名義人となつている旅券を所持するとき、子の返還申立事件の当事者が子の返還申立事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前二項の規定による裁判(以下「出国禁止命令」という。)をする裁判(以下「出国禁止命令」という。)をする。

2 出国禁止命令は、子の返還の申立てについての終局決定の確定により、その効力を失う。

3 (出国禁止命令の申立て等)

4 (出国禁止命令の申立て)

(即時抗告)

第一百二十七条 出国禁止命令事件の当事者は、出國禁止命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることができる。

(即時抗告による執行停止)

一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 第一項の規定による調査及び勧告の手続には、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。

7 前各項の規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

(第五節 出国禁止命令)

第一百二十五条 裁判所は、第百三十三条において準用する第六十二条第三項の規定にかかる限り、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者が同一の規定による許可の申立てがあつた場合には、出国禁止命令事件の相手方に對し、出国禁止命令事件の当事者が同一の規定による許可の申立てがあつた場合には、出国禁止命令事件の相手方に對し、出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

(出国禁止命令の告知及び効力)

第一百二十六条 出国禁止命令の申立てについての裁判は、出国禁止命令事件の当事者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方に告知することによつてその効力を生じ、出国禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立て人に告知することによつてその効力を生ずる。

一項の規定による裁判の申立ては、出

4 調査及び勧告をする家庭裁判所(次項及び第五項においてこの家庭裁判所に嘱託することができる。)は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

5 (即時抗告による執行停止)

3 前項の規定による裁判において、原裁判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原裁判の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあつた場合は、(即時抗告による執行停止)

3 前項の規定による裁判の申立てに係る事件(以下「出国禁止命令の申立て」といふ。)は、前項の規定による裁判に對し、即時抗告をすることができる。

4 (即時抗告による執行停止)

3 前項の規定による裁判の申立てに係る事件(以下「出国禁止命令の申立て」といふ。)は、前項の規定による裁判に對し、即時抗告をすることができる。

ることについて説明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、又は担保を立てさせないで原裁判の執行の停止を命ずることができる。出国禁止命令事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、この処分を命ずることができるものとする。

第二百二十三条 第二百二十二条第一項の規定は前項の申立てについて、第二百九条第二項及び第三項の規定は前項の規定による裁判が確定した後に、当該裁判を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、子の返還申立事件が係属する裁判所は、当該裁判を受けた者の申立てにより、当該裁判の取消しの裁判をすることができる。

第二百二十四条 第二百二十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判がされているときは、裁判所は、当該裁判をも取り消さなければならない。

第二百二十五条 第二百二十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判を當初執行する際の原告と同一の効力を有するものを含む)の正本に基づいて実施する。

第二百二十六条 子の年齢による子の返還の強制執行の制限

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定(確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む)の正本により行う。

第二百二十七条 第二百二十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判がされており、子の返還を命じて、子の返還申立てを却下する。

第二百二十八条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件(第二百三十三条において「出国禁止命令取消事件」という)の手続について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百二十九条 外務大臣は、第二百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者から当該旅券を保管する旅券の提出を受けたときは、当該旅券を保管しなければならない。外務大臣は、出国禁止命令が効力を失つたときは、前項の旅券の提出を行つた者の求めにより、当該旅券を返還しなければならない。

第二百三十一条 第二百二十二条第一項の規定による裁判を受けた者が当該裁判に從わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。(過料の裁判)

第二百三十二条 第二百二十二条第一項の規定による裁判を受けた者が当該裁判に従わないときは、(子の返還申立事件の手続規定の準用)

第二百三十三条 出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手続については、特別の定めがある

る場合を除き、第三節第一款から第三款まで及び第五款(第七十二条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十条、第九十一条及び第一百条を除く)の規定を準用する。

この場合において、第九十四条第二項第二号中「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

第二百三十四条 子の返還の強制執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百七十二条第一項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を実施させる決定をする方法により行うほか、同法第二百七十二条第一項に規定する方法により行う。

第二百三十五条 第二百七十二条第一項に規定する方法による子の返還を命じて、子の返還の強制執行(同項の規定による決定に基づく子の返還の実施を含む)は、(子の年齢による子の返還の代替執行)とされる。

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命じる終局決定(確定した子の返還を命じて、子の返還の実施を含む)の正本に基づいて実施する。

第二百三十六条 第二百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以後に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。(子の返還の代替執行と間接強制との関係)

第二百三十七条 第二百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の代替執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以後に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。

第二百三十八条 第二百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の代替執行における執行裁判所の権限等

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命じる終局決定(確定した子の返還を命じて、子の返還の実施を含む)の正本に基づいて実施する。

第二百三十九条 執行裁判所は、第二百三十七条の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らして相当でないと認めるときは、第二百三十七条の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することができる。

第二百四十条 第二百七十五条(第八項を除く)の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第二百七十六条の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人」とあるのは「返還実施者(国際的な子人と子)」とあるのは一返還実施者(国際的な子との奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ)」と、債権者若しくは同法第二百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(第二百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人)」と読み替えるものとする。

第二百四十二条 第二百七十五条(第八項を除く)の規定は、子の返還の代替執行に係る事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

第二百四十三条 第五百章 家事事件の手続に関する特則

第二百四十四条 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立事件を家事調停に付することができる。(家事事件手続法の特則)

第二百四十五条 判所は、前条の規定により事件を家事調停に付する場合は、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を家事調停に付するため特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条各号に定める家庭裁判所に限る)に処理させることができる。

第二百四十六条 家事事件手續法の規定による強制執行を実施しても、債務者が認められないときは、(子の返還の代替執行の申立て)

第二百四十七条 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者

(以下「返還実施者」という。)となるべき者を特定してしなければならない。
(子の返還を実施させる決定)

第二百三十八条 第二百三十四条第一項の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

第二百三十九条 執行裁判所は、民事執行法第二百七十二条第六項の規定は、適用しない。

2 前条第一項において準用する民事執行法第二百七十六条の規定は、返還実施者について準用する。

第二百四十一条 司法の権限等

2 子の返還の代替執行の手続については、民事執行法第二百七十二条第六項の規定は、適用しない。

3 前条第一項において準用する民事執行法第二百七十六条の規定は、返還実施者について準用する。

第二百四十二条 司法の権限等

2 子の返還の代替執行の手続については、民事執行法第二百七十二条第六項の規定は、適用しない。

第二百四十三条 第五百章 家事事件の手続に関する特則

第二百四十四条 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立事件を家事調停に付することができる。(家事事件手続法の特則)

第二百四十五条 判所は、前条の規定により事件を家事調停に付する場合は、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を家事調停に付するため特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条各号に定める家庭裁判所に限る)に処理させることができる。

第二百四十六条 家事事件手續法の規定による強制執行を実施しても、債務者が認められないときは、(子の返還の代替執行の申立て)

第二百四十七条 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者

3 執行官は、前項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、当該子以外の者についても、同様とする。

第二百四十八条 司法の権限等

2 子の返還の代替執行の手続については、民事執行法第二百七十二条第六項の規定は、適用しない。

3 前条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立

したもののとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件の手続においてされた家事事件手続法第二百八十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判に代わる裁判を含む。以下この項及び第四百四十七条において「調停に代わる審判」という。)について、同法第二百八十六条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判(同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十七条に規定する異議の申立てを却下する審判に代わる裁判を含む。)が確定したときは、当該調停に代わる審判のうち子の返還を命ずる部分は、同法第二百八十七条の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

(子の返還申立ての取下げの擬制)

第一百四十六条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立てを却下する審判に代わる裁判を含む。)が確定したときは、当該調停に代わる審判のうち子の返還を命ずる部分は、同法第二百八十七条の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

第一百四十七条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立てを却下する審判に代わる裁判を含む。)が確定したときは、当該調停に代わる審判のうち子の返還を命ずる部分は、同法第二百八十七条の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

第二節 子との交流についての家事審判

及び家事調停の手続等に関する特別

(管轄の特則)

第一百四十八条 外国返還援助決定若しくは日本国交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合において、次の各号に掲げるときには、当該各号に定める家庭裁判所にも、これらの申立てをることができる。

一 子の住所地(日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ。)が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌

高等裁判所の管轄区域内にあるとき 東京家庭裁判所

二　子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にあるとき 大阪家庭裁判所

前項の申立てに係る審判事件及び調停事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本国内に子の居所が知らないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。

(記録の閲覧等の特則)

第二百四十九条 子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は、当該住所等表示部分については、家事事件手続法第四十七条第三項の規定にかかる限りでなほす。同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　子との交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載されたり、又は記録されたものがある場合には、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に關する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

第六章　過料の裁判の執行等

第一百五十条 この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2　この法律に規定するもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法(平成十三年法律第五十一号)第五編の規定(同法第百十九条並びに第一百二十一条第一項及び第三項の規定並びに同法第二十条及び第二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)並びに同法第百八十八条第一項本文及び第二項並びに第五百八十三条の規定を準用する。

第七章　雜則

(審理の状況についての説明)

(親権者の指定等についての審判事件の取扱い)
第三百五十二条 親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての審判に係る事件を含む。以下この条において同じ。)が係属している場合において、当該審判事件が係属している裁判所に対し、当該審判事件に係る子について不法な連れ去り又は不法な留置と主張される連れ去り又は留置があつたことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件が係属する裁判所から通知されたときは、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないと、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

(総合法律支援法の適用に関する特例)
第三百五十三条 条約締約国の国民又は条約締約国に常居所を有する者(日本国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者を除く。)であつて、連れ去り又は留置に係る子についての子の返還、子との交流その他の条約の適用に關係のある事項について民事裁判等手続(我が国の裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。)を利用するものは、当該事項に関する限り、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の適用については、同法第三十条第一項第二号に規定する国民等とみなす。

附 則 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。
附 則 (令和元年五月一七日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に申し立てられた子の返還の強制執行の事件については、第二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百三十六条、第百三十八条第二項、第百四十条及び第百四十一條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第七百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの中立」の下に「、秘匿決定等の申立てを求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等をより閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするとの許可を求める申立て」を加える部分に限る）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十二条规定第一項の改正規定、同法第一百六十七条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条规定第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の第十四項の改正規定及び同法第一百六十七号の第十四項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保

法第八十五条から第八十六条まで「に改める部分に限る」、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（「第八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、「」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と）の下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和六年五月二十四日法律第三号抄）

第一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。